

# 令和7年 第11回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年11月26日 午後2時58分から午後4時00分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（12名）  
会長代理

2番	松	島	政	雄
1番	新	井	智	子
4番	伊	丹		栄
5番	植	竹	一	寿
6番	石	川		広
7番	野	川		博
8番	江	森	敦	夫
9番	熊	谷	隆	夫
11番	増	田	隆	司
12番	眞	中	一	夫
13番	山	中		栄
14番	増	山	勝	一

農地利用最適化推進委員（6名）

丸	山	洋	之
富	山	悦	雄
梅	山	友	行
石	関		功
小	池	昭	三
小	川		肇

4 欠席委員（2名）

会 長

3番	船	川	由	孝
10番	倉	持	昭	夫

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6 その他

7 事務局

局長 宮澤徳久 主幹 栗山浩史 主任 松本真由美 主任 沢村武士

開会 午後2時58分

◆局長

皆様、こんにちは。

令和7年第11回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の農業委員の出席は12名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたします。

また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は6名です。

会長ご欠席のため、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、よろしくをお願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっておりますが、本日は会長がご欠席のため、幸手市農業委員会会議規則第14条に基づき、会長代理に議長をお願いしたいと思います。

会長代理、よろしくをお願いいたします。

◆会長代理

それでは、議事録の確認を行います。今回は、令和7年第9回9月の総会議事録を確認します。

何かご意見等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和7年第9回9月の総会議事録の確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、8番、江森委員、9番の熊谷委員をお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は2件でございます。

場所については、資料2、No.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 幸手字前〇〇、登記地目は田、現況地目は畑、面積56㎡、借受人 東三丁目〇〇 〇〇〇〇、貸出人 幸手〇〇 〇〇〇〇、転用目的 敷地拡張、農地区分は第3種農地となります。

使用貸借権設定となります。

資料3、No.1の裏面をご覧ください。

申請地について、集会所の敷地を拡張し、集会所への出入口及び駐車場等に利用するための申請です。

本案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただき、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準ともに満たしていると考えています。以上です。

◆会長代理

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

11月16日、現地を確認、その後、借受人〇〇〇〇さんに電話で話を伺いました。

この場所には自治会館が先に建てられ、その後、都市計画道路ができたため、道路買収の残地として残ってしまったそうです。道路から自治会館への出入口となり、駐車場としての農地転用となります。

自治会館の駐車場としての利用しかできず、問題はないものと思います。

皆様のご審議、よろしく申し上げます。

◆会長代理

1番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1番の案件は承認されました。

続いて、2番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

場所については、資料2、No.2をご覧ください。

番号2、土地の所在 下川崎字亀田〇〇外7筆、登記地目 田及び畑、現況地目 畑、合計面積2,838.04㎡、譲受人 東京都西東京市〇〇 〇〇(株) (代)〇〇〇〇、

譲渡人 下川崎〇〇 〇〇〇〇外2名、転用目的 建売住宅9棟、道路後退用地、ごみ集積所となっています。

農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで、第2種農地となります。所有権移転となります。

開発行為に関して、建築指導課に確認したところ、都市計画法第34条第11号区域であり、住宅の建築が可能とのことで、許可の見込まれる案件とのことでした。

なお、農地転用許可と開発許可は同日となる予定です。

資料3の配置図をご覧ください。

今回の申請は、開発する住宅の北側の接道が4mに満たないため、申請地北側の〇〇及び〇〇、申請地北側の反対側の農地〇〇及び〇〇を道路後退用地として併せて農地転用を行っています。

排水計画については、北側及び南側の側溝に接続し、排水される計画となっています。

また、申請地の周囲はコンクリートブロックで囲う計画のため、土砂の流出等による周囲への影響はございません。

本案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただき、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。以上です。

◆会長代理

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

本件については、先日現地を確認しますとともに、本件申請の譲渡人となります〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんそれぞれにお電話で確認しました。

お三方とも、高齢で自ら耕作をしておらず、後継者もないということで、将来的に農地の管理に限界を感じておられるということで、よい話があれば手放したいと考えておられたということです。

次に、譲受人の〇〇（株）は、西東京市に本社を置く総合住宅企業でございまして、現在、本社のある関東エリアを中心に、全国的に店舗展開をしまして、これまでの累計住宅供給戸数が約7万棟ということでございます。

私の見解としましては、申請地についてはほぼ四方が住宅に囲まれておりまして、西側に香日向の大きな住宅街が近接しておりまして、いずれも今のところ辛うじて維持管理はされているものの、将来的に農地としての環境保全に大きな不安があるのではないかとこのように思われます。

譲受人の〇〇（株）については、全国的な規模で住宅供給事業を行っているという実績がございますので、転用許可後、遅滞なく当初の計画に沿って土地利用が図られると思われま

す。

以上の理由から、今回の申請内容は妥当であると考えます。

◆会長代理

2番の案件について、何か質問等ございますか。

（なしの声あり）

それでは、2番の案件について承認することよろしいですか。

（異議なしの声あり）

2番の案件は承認されました。

議案第1号は終了します。

続いて、議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてご説明申し上げます。

今回の農地中間管理事業の権利の設定を受ける借受人は37名となっています。

以上です。

◆会長代理

1番から42番については、幸手地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

1番は、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、問題はないと思います。

2番及び3番、貸付人2人から、権利設定面積17,037㎡を千塚在住の〇〇〇〇さんが借り受けるというものです。そこで借受人の〇〇さんに話を伺いましたところ、今年は9反ほどの水稻を栽培しており、経営規模を拡大したいとのことですので、問題はないと思います。

4番は、貸付人1人から、権利設定面積617㎡を中川崎在住の〇〇〇〇さんが借り受けるというものです。問題はないと思います。

5番及び6番、貸付人2人から、権利設定面積6,355㎡を中川崎在住の〇〇〇〇さんが借り受けるというものです。問題はないと思います。

7番、貸付人1人から、権利設定面積481㎡を中川崎在住の〇〇〇〇さんが借り受けるというものです。問題はないと思います。

8番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、問題はないと思います。

なお、〇〇さんは川口市在住ですが、家族が居住する中川崎に週末に帰宅しているということです。

9番から13番、貸付人5人から、権利設定面積2,373㎡を東二丁目に住む〇〇〇〇さんが借り受けるというものです。問題はないと思います。

14番から42番までの貸付人29人から、権利設定面積45,838.43㎡を〇〇（株）が借り受けるというものです。問題はないと思います。

以上です。

◆会長代理

1番から42番について、何か質問等ございますか。

（なしの声あり）

それでは、次に移ります。

43番については、行幸地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

なお、本案件については、〇〇委員に関係する案件を含みますので、一時退席をお願いしたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

43番、〇〇〇〇さんです。設定面積は1,447㎡で、新規で貸付期間は10年です。

ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、問題はないと思います。

以上です。

◆会長代理

43番について、何か質問等ございますか。

（なしの声あり）

〇〇委員にお戻りいただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

44番から55番については、権現堂地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

44番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、

特に問題はないと思います。

45番、〇〇〇〇さん、本人が所有する農地と、次の46番の〇〇〇〇さんが所有する2,352㎡を耕作するものです。特に問題はないと思います。

47番及び48番、〇〇〇〇さん、本人が所有する農地と〇〇〇〇さんが所有する2,332㎡を耕作するものです。特に問題はないと思います。

49番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

50番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

51番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

52番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

53番、〇〇〇〇さん、本人が所有する農地と、次の54番の〇〇〇〇さんが所有する11,541㎡を耕作するものです。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子です。特に問題はないと思います。

55番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長代理

44番から55番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

56番から73番については、吉田地区の案件となりますが、〇〇委員に関する案件を含みますので、〇〇委員については一時退席をお願いしたいと思います。

なお、説明については事務局、お願いします。

◆事務局

それでは、56番から73番についてご説明申し上げます。

56番から73番の借受人については、今後、耕作していくことに支障がないものと考えます。

以上です。

◆会長代理

56番から73番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

〇〇委員にお戻りいただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

74番から100番については、八代地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

なお、本案件については、〇〇委員に関係する案件を含みますので、一時退席をお願いしたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

今回申請のあった借受人は74番から100番までの個人が9人、法人が2社となります。全ての方が従来から耕作している方々であり、いずれも問題はないと思います。以上です。

◆会長代理

74番から100番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

〇〇委員にお戻りいただきたいと思います。

議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見なしということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

議案第2号については承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域の農地転用5条の届出3件を報告する)

◆会長代理

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により、全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、次第5のその他に移らせていただきます。

(事務局から事務連絡を行う)

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会にあたりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、よろしくをお願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後4時00分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和8年2月24日

議 長 松 島 政 雄

署名委員 江 森 敦 夫

署名委員 熊 谷 隆 夫